平成２３年（フ）第８０２９号
大阪府高槻市西町１番７号　４棟103号
債務者　上原　明善
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　哲
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０６２号
大阪市港区市岡１丁目16番７号
債務者　田口　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　弘通
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１３７号
大阪府豊中市蛍池南町３－４－１、住民票上の住所大阪府茨木市北春日丘３丁目７番27号
債務者　井上　憲男
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５号
島根県飯石郡飯南町赤名51番地１
債務者　澤田　憲健
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和俊
4　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７５号
広島市中区宝町９番38―203号
債務者　片谷　美鈴
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７２号
北海道旭川市宮下通18丁目1634番地の４　白菊マンション７号室
債務者　竹田　和三
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８８号
北海道旭川市春光台３条８丁目３番地の９
債務者　宮本　和幸
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
熊本県荒尾市万田1102番地１
債務者　中川　留美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２０８号
山口県萩市大字土原112番地１
債務者　岩根美恵子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　茂美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９０号
岩手県一関市山目字才天83番地９、前住所神奈川県相模原市緑区中野1264番地４
債務者　吉田　喜哉
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第５７８号
愛知県西尾市平坂町北新田７番地１
債務者　丸田マリオ　アウグスト
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
岡山県倉敷市日吉町327番地23
債務者　三原梨恵子（旧姓黒瀬・萩原）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道稚内市潮見１丁目４番20―２号　今井マンション211
債務者　秋葉　敦子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第２１３号
山形市江俣３丁目18番31号　星学館ビル305号、前住所広島市中区大手町４丁目６番11―303号　ミーニュ・カーザ
債務者　吉田　優介
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４０号
山形市十日町１丁目５番３―206号　エムサンドルＶ、前住所山形市松波１丁目４番７号　スターリーハイツ203号
債務者　野村　一洋
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４１号
山形市大字山寺183番地
債務者　成山禮子こと　姜　　淑禮
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
山形地方裁判所民事部